

## 藩政後期における在村地主の一考察

—平鹿郡下吉田村西田家—

国 安 寛\*

### I はじめに

昭和58年1月から6月までの間に本館で行われた地域展平鹿—水とくらし—の基礎作業として調査し、まとめ上げたのが本稿である。平鹿の展示構想にあたって、平鹿の特徴的な事実は何であるか、私共はいろいろと検討を加えた。その結果、平鹿の生活の根幹をなす生産、とりわけ農業がその中心になることを確認した。しかし、自然・人文の総合化の観点から、水に焦点化し、水に関連した自然・生産・生活・行事等によって構成することになった。

当館における展示の構成は以上のことであっても平鹿の基底的要素である農業、とくに稲作の重要性は考究を要する課題である。稲作すなわち米の生産が問題となっている昨今であるが、現在のところ平鹿における稲作は重要な生産部門であることには変らない。昭和30年～54年の10アール当り平均収量は、横手市平鹿郡537.9kg、湯沢市雄勝郡525.7kg、本荘市由利郡486.6kgで全県一である<sup>1)</sup>とくに昭和56年の不作年は県北が被害を受けたにもかかわらず平鹿郡は安定していた<sup>2)</sup>確かに最近の10アール当り収量は、次第に地域差が縮まってきてはいるものの冷害のような場合、平鹿郡は基盤の強さを見せている。戦前の反当収量における平鹿郡の優位性は、大正期についてもいえる<sup>3)</sup>また、田畑の比率においては、明治22年平鹿郡81.8%・明治42年83.3%で比率が高い<sup>4)</sup>また、明治後期の田地小作地率は明治25年88.5%・30年から44年にかけて60%台で全県一である<sup>5)</sup>地主については明治16年42町歩以上が26人で仙北について第2位である<sup>6)</sup>反当収量の高さ、田地比率の高さがストレートに地主制に結びつくものではないが、そのような地域に多くの地主が生じることはいいうるものと思う。大雑把に言えば、1つの時期

の生産力が地主という階層を生み出したことであろう。

今、地主を取り上げるにあたり、その意味を若干のべよう。戦後しばらくの間、農村ないしは農業を課題とする場合、中心論点は地主制であり、多くの成果をあげたことは周知の事実である。それは、戦後の農地改革の評価という現実的意識に立つものであった。その後、農村のもつ社会的性格、農民の階層・運動に力点に移り、地主制そのものの研究は時代の主流から離れた感がある。しかし、変ぼうを遂げつつある農村の姿をみる時、新しい視点で地主制を取り上げる必要に迫られる。つまり、中間層としての地主制の生成・発展そして上昇転化を追求することは意味のあることと思う。

ひるがえって秋田の研究状況をみよう。こと近世に限って言えば、長年精力的に研究を進めている半田市太郎氏の業績があり、新県史以降では、角間川本郷家の研究がある<sup>7)</sup>かりに戦後でも上記の外、増田石田家が主であって、あまり論点となるのは多くない。しかもこれらは在町地主である。また、在村地主であっても、筆者が分析した飯沢鈴木家、下仙道土田家、住吉荒田目村土田家、土川小笠原家<sup>8)</sup>等を数えるに過ぎない。つまり、近世秋田の地主制は非常に個別分析の事例が少ないことはすでに指摘されてきたとおりである。従って、この時代の地主制を論ずるには材料不足である。

また、本稿で対象とする在村地主は、かつて筆者が設定した段階に入れると、(前期)初期地主→(中期)手作地主→(後期)営業的地主の中、営業的地主となる。すなわち、概念的には、商品生産・流通を基盤とする在村地主である。

なお、西田家について本稿の前に極めて概括的に一部を「平鹿町史」に掲載していることを予め断わって

\* 秋田県立博物館

おきたい。

## II 下吉田村の概要

下吉田村は現在、平鹿町の北西部に位置し、一部泥炭層を含む地域<sup>9)</sup>である。藩政期においては、東方で上吉田・清水町新田村、南東方で中吉田村、南方で浅舞村、西方で西石塚・東大塚村、北方で七日市・八柏・桜森村と隣接する。

享保14年(1729)村高は<sup>10)</sup>

本田	110. 石38	免4つ6歩
本田並	165. 7	〃4つ6歩
新田	201. 677	〃4つ6歩
新田	179. 046	〃4つ

合計高 656. 803(平均)〃4つ4歩 当高485石645  
 であって、村高は藩平均490石を大きく上回り、平鹿郡平均609を上回る規模である<sup>11)</sup>内容についてみると、佐竹氏入部以来の新開率が82.8%であって、かなり高い率を示す。従って、免率も低く、平鹿町地区内では砂子田村(3つ5歩)について低い<sup>12)</sup>すなわち、下吉田村の土地生産力に対して藩では低い評価を下しているということになる。その総合的な実態を示す資料は欠けているが、文化15年(1818)の「当高書寄寛帳」によれば西田家が集積した田地には、田・堅田・ひどろ田の区分がみえる。それぞれの実態がどのようなものか不明であるが、「ひどろ田」は(泥の深い田<sup>13)</sup>で、悪田の要素が強い。従って、実態の上でも若干、土地生産力の低さを示す資料がある。

つぎに土地支配の区分をみると、寛政6年(1794)の場合

当高	487石967
内	50石011 御蔵分
〃	437石956 給分 <sup>14)</sup>

となっており、当高は先にあげた享保14年と大差がない。内容は給分が89.8%と圧倒的に高い。また、その給分高を天保10年(1839)についてみると、

当高	83石751	御蔵高
外 =	1石385	狐塚取立分
〃	74石634	茂木将監
外 =	1石117	狐塚取立分
〃	11石966	茂木栄太郎
外 =	2石352	狐塚取立分

当高	24石770	加藤礼助
外 =	13石254	狐塚取立分
〃	32石216	茂木 伸
外 =	4石011	狐塚取立分
〃	28石849	石井恒助
〃	8石	宮木清左衛門
〃	0石645	奏 弥市
〃	5石	石井松蔵
〃	(2石)	指上高
〃	(3石)	間違
〃	7石187	添田半八
〃	1石800	石井兵右衛門
合	278石818	

<sup>15)</sup>

蔵分を除いて給人は10名で茂木将監(十二所)の高が多い。これは、国替直後に茂木氏が隣村の八日市に一時的に駐屯したことから、茂木氏の開発そして知行地化がなされたためと推定できる。

また、下吉田村の集落は享保15年(1730)の場合、本郷(54戸)・支郷下福田村(22戸)・高口村(7戸)・四ツ屋村(6戸)計89戸の村である<sup>16)</sup>組関係は寛政3年(1791)

(筆頭者)	組戸数	当高
和兵衛	12戸	47石187
長 助	14戸	55石820
〈下福田〉		
市左衛門	21戸	72石562
善 蔵	16戸	83石417
〈高口〉		
市郎兵衛	18戸	45石906
久 吉	10戸	39石152
長兵衛	15戸	33石259
〈四つ屋 50石分〉		
伝右衛門	10戸	24石528
〈50石之内 狐塚〉		
長兵衛	3戸	18石747
計9組	119戸	420石578 <sup>17)</sup>

であって、平均は1組13.2戸、当高46石730である。そして、本郷「下吉田村」を2つに、支郷「下福田村」は2つ、「高口村」は3つに分け、「四つ屋村」と「狐塚村」はそれぞれ1組になっている。1村1組の支郷は桜森村の支郷に同名村があるから、入会村とみら

第1表 藩政後期下吉田村の推移

年 代	当 高 (石)	戸数 (戸)	人数 (人)	資 料
享保14・15年 (1729—1730)	487,967	89		黒印高帳 六郡郡邑記
寛政3 (1791)	420,578	119		役高帳
寛政6 (1794)	487,967			六郡惣高村附帳
寛政10(1798)	367,194			御宥捨高書上帳
文化 (1804—1817)		57	300	平鹿町史
文政7 (1824)		50	310	雪出羽路
天保9 (1838)			417	正有人取調帳
天保10(1839)	305,617	59		筆取給米 } 詰夫米 } 割付帳 小走給米 }

れる<sup>18)</sup>

つぎに藩政後期下吉田村の基礎をなす当高・戸数・人数を第1表でみよう。まず当高は享保14年(1729)と寛政6年(1794)は全く同じであるが、これらは共に藩の公用帳簿であり、まだ藩では当高の変化を公認していない、ということになる。しかし、実際においては、寛政3年(1791)から当高の変化が確認される。そして、寛政10年(1798)には藩公認の488石余から367石余に減少する。そして、天保10年(1839)には305石余とさらに減少する。いま、寛政10年(1798)の内容をみると、

当高488石094 惣高  
内129石594 上り知御蔵高御足輕御引上高共  
=

(ノ 47石504 本御蔵分永荒高跡合)  
(ノ 2石720 ノ 前合御引継願申立休高)  
ノ 358石500 御給分  
( 略 )  
47石504 御蔵給分共ニ関道下荒地捨り高  
2石720 御引継願休高  
31石517 関道下川欠荒地捨高  
1石083 御引継休高  
35石452 土免宥捨高  
2石624 ノ

残 367石363

<sup>19)</sup>

とあるが、これは下吉田村肝煎甚七・勘左衛門、長

百姓善蔵・市左衛門・和兵衛・三郎兵衛・久兵衛が志賀伊左衛門にあてた書上の下書である。先ず減少率は24.8%で、そのうち蔵分50石224で41.5%・給分70石676で58.5%と給分の比率が高い。しかし、全体的に給分地の比率が高いので、全体としてみれば蔵分は38.8%の減少であり、給分は19.7%の減少を示しており、給分地の減少が低くなる。このうち、「土免宥捨高」35石452は給人の茂木猪太郎(当高142石547)分であり、「前々合」とあるから、以前から貢租対象外にされた土地である。

つぎに第1表で戸数の変化をみると、享保から寛政にかけて増加し、その後減少して、文化・文政期には半分以下となり、天保後半やや復活の傾向にある。また数については寛政段階が不明であるので、寛政から文化・文政にかけての推移がわからないが、天保後半はやや上昇傾向にある。以上のようにとくに当高と戸数の推移からみて、寛政期が下吉田村の衰退する時期であり、天保後半に復活傾向をみせる。衰退の事実をさらにつぎの寛政13年(1801)支郷下福田村でみよう。

乍恐口上書を以奉願上候御事

免四ツ六歩

一、当高百七拾四石五斗六升九合 下吉田村之内福田分

内拾六石七斗七升六合 御蔵分

同百五拾七石六斗九升三合 御給分

(略)

当時御役高御蔵分御給分共ニ都合既ニ当所半高程ニ御座候至而高免地詰故ニ兼而困窮之御百姓共ニ御座候共家数式拾七軒有之候所天明年中卯年凶作以来潰欠落数多有之無符人高不少出来仕候得共郷中ニ而擔宥捨等仕候而農地等ニ不相成様ニ不仕罷有申候得者困窮之ものともニ御座候故其後又々欠落等も有之只今ニ而者藁萱とばふき共ニ家数拾五軒ニ罷成大困窮故所持之御田地売渡申候而も地詰り高免之在所ニ御座候者宜米錢ニも不罷成左候得共少茂の所者相手次第ニ売渡又者借方等を以年来取続併御收納之儀者御大切と奉存不納等不仕様ニ致候得共内々ニ而者至極困窮仕危キ操合等仕罷在申候所ニ今年ニ至而必止と揚詰り所持之御田地畠屋敷共ニ売渡申度郷中者不及申ニ隣郷共ニ觸渡申候得共少も能所者己前合売渡当所持之分者別而高免地詰り或者片遠所ニ而不向寄又

第2表 藩政後期下吉田村階層

階 層	戸 数	
	寛政3年(1791)	天保10年(1839)
20石以上	4 ( 3.4)	5 ( 8.5)
15~19.9	2 ( 1.7)	0 ( 0 )
10~14.9	3 ( 2.5)	2 ( 3.4)
5 ~ 9.9	19(16.0) [92.5]	7 (11.9) [88.2]
1 ~ 4.9	51(42.9) [76.3]	17(28.8) [76.3]
0.9以上	40(33.6) [33.6]	28(47.5) [45.5]
計	119	59
当高計	420石578	

( ) 内は戸数計に対する割合 (%)  
 [ ] 内は低い階層から累計した割合 (%)  
 ※①寛政3年「下吉田村役高帳」  
 ②天保10年「筆取給米・小走給米・詰夫米割付帳」

者水届かね候土地ニ而御座候得者一切相手無之只今如何共家内扶助可仕様無御座候而御百姓共至極恐入奉存候得共露命取継当御田地仕付之程無覚束依之郷中へ願申出候ニ付立会吟味仕候所者無余儀事ニ御座候故無抛御時節至極恐入奉存候得共当春御廻り御検使様御序を以村形見分之上御助成被下置度偏ニ奉願上候御事

(略)

として、下吉田肝煎・長百姓より志賀伊左衛門・石川六兵衛に出願している。この要点をあげると、天明3年(1783)凶作以来、潰・欠落が多くなり、それと共に無符人高も多くなった。そのため、役高も半分となり、家も27戸<sup>21)</sup>よりわら・かや・とばふきの粗末な家が15戸残るのみとなった。これに対して村では宥捨等を願って打開しようとした。この村は土地が悪く、その上、免率が高いので<sup>22)</sup>、土地を売りたいとも買手が見つからない。少しでも良い土地は売り払い、残った土地は隣村に触れても買手が見つからないので一村存続が難しいから検使を派遣してほしい、との願書である。ここでは、土地が粗悪で買手が見つからない、というのが特色ある事実である。

つぎに下吉田村の藩政後期の階層を第2表によってみよう。まず、寛政3年(1791)には9.9石以下が92.5%を占め、天保10年(1839)の場合は88.2%である

第3表 天保9年(1838)下吉田村家族数

人数	戸 数	人数	戸 数	人数	戸 数
1	1	13	1	25	
2	4	14		26	
3	9	15	2	27	1
4	10(16)	16		28	
5	10	17	1	29	
6	7	18		30	
7	3	19	1	31	
8	4	20		32	1
9	5	21		計	62
10	2	22			
11		23			
12		24			

( ) 内は戸数計に対する割合  
 ※下吉田村西田万治蔵「正有人取調帳」

から、おおよそ、90%前後にあたる。また、4.9石以下は76%台である。これを近村と比較すると、嘉永6年(1853)醍醐村は76.7%、明治初年下鍋倉村は75%であって<sup>23)</sup>、極めて近い比率を示す。また、天保13年(1842)雄勝郡川連村は4.9石以下が30%、安政4年(1857)同郡下仙道村は5石以下が46%、文久2年(1862)同郡西馬音内堀廻村は51%、慶応3年(1867)平鹿郡住吉荒田目村が51%であって<sup>24)</sup>、現平鹿町地域の比率より20%も低い。また、20石以上の名をあげると、

(寛政3年)		(天保10年)	
<名>	<当高>	<名>	<当高>
源四郎	26石365	和兵衛	66石646
市左衛門	23石264	宇太郎	44石771
市郎兵衛	22石323	三郎兵衛	31石925
市郎兵衛	21石169	(高口)市左衛門	26石673
		長兵衛	21石310

であって、寛政3年から天保10年にかけて上農の異動があり、また、所持高も天保10年の場合大きくなっている。また、0.9石以下の層は、寛政3年33.6%から天保10年47.5%と、約14%も増加しており、1石～

4.9石の層が寛政3年から天保10年にかけて、約14%減少している。総体的にみて、いうなれば分解が進んでいる姿を読みとることができる。

天保9年(1838)下吉田村の家族数は第3表のとおりであって、最高32人(和兵衛)から1人(伊八)まであり、総人数417人で62戸であるから平均6.7人となる。文化年間の平鹿町地域内平均家族数は4.96人とあるから<sup>25)</sup>、下吉田村は高い。そして、一家族数3人から7人の間にほぼ集中し、63%がこの巾の中に入る。つぎにこの村の家族の食糧関係をみる。

(前略)

合417人

内316人 働男女

此扶持米 568石8斗戊10月朔日亥9月30日迄日数 360日但し日1人=付5合宛

同101人 老作

此扶持米 145石4斗4升戊10月朔日亥9月30日迄日数 360日1日1人=付4合宛

味噌糶米 41石7斗

1人=付1斗宛 417人

米合 755石9斗4升 此俵2519表5斗2升4合

稲8万5千束 1048石5升

此俵3493表1斗5升

此稲1束=付1升5合

〃 1升2合

〃 1升

ならし1束=付 1升2合33

内755石9斗4升 飯料

残292石1斗1升 此俵973表2斗1升

内御収納米

〃5斗米

とあって、下吉田村417人の必要な米は、755石9斗4升である。そして、収納米と5斗米292石1斗1升で、計1048石5升である。この計算では合計量が収穫できる数字になっている。天保10年(1839)の当高は305石617であるから、ここでみている実取高は当高の3.4倍となっている。これは他の例からみてあり得る数字である。しかし、これは藩に提出した数字であって、食糧と貢租の外に衣食住の費用が計算されていない。こう考えるとこの数字の信ぴょう性が低いこ

とになるが、少くとも下吉田村の農民が生存できる数値を読みとることができる。

### Ⅲ 西田家の概要

西田家の祖先は下吉田村支郷高口村菊地久兵衛の後妻の子で生年不詳、没年は文化12年(1815)である。2代~7代間は和兵衛を襲名し、当主は8代目である<sup>26)</sup>同家の土地集積は第4表<sup>20)</sup>に示してあるが、宝暦12年(1762)から初まり、寛政5年(1793)の時点で当高39石357になっている。地域的には居住地の下吉田村が多く18石267であり、支郷下福田村・高口村、隣村中吉田村にも所持している。この中、下福田村の源四郎(天明5年肝煎)より当高7石297を筆頭に、下吉田村多助より5石486、同村清七より4石683、同村平助より4石333が大口の譲受である。これらに要した安堵米151表、安堵銭が155貫700文である。地目別では下々田が最も多く、32石44で82.4%を占める。また、土地集積を年代別に整理すると第5表となる。宝暦12年(1762)は寛政5年(1793)までの11.9%であるが、寛政段階で46.7%と半数近くを集積する。そして、文化15年(1818)には、合計56石293に増加している<sup>28)</sup>。同帳簿には、

郷中役高覚

30石617 下吉田分

30石284 下福田分

合 60石901 役高也

とあって、さらに増加した。また、天保10年(1839)には当高66石646となっている<sup>29)</sup>また、天保6年(1835)には、

郡方御備高 御上様御拝領御高覚

当高 0.石254 下吉田村=而拝領

内 0.石127 和兵衛分

〃 0.石069 文三郎

〃 0.石025 太兵衛

〃 0.石037 三之助

当高 4.石742 下樋口村

小役銀30目6分

内 0.石215 喜三郎

〃 0.石275 理右衛門

〃 2.石409 久右衛門

国 安 寛

〃 1.石843 又右衛門

第4表 西田家 寛政5年(1793)までの土地集積

当高 2石 下境村  
御金蔵御失印  
当高合7石也  
天保5年か被下置其筋地形  
相極メ不申候故御役屋表ニ  
而物成小役銀共都合代錢5  
かけ預りを以拝領仕候翌未  
年々村附百姓々物成小役請  
取仕候 以上  
御扱様芳賀十内様御役中<sup>30)</sup>  
として、天保4年(1833)  
の飢饉時の献納に対して藩か  
ら辛労免を拝領している。  
以上のような西田家の土地  
集積の背景には、酒造業があ  
ったと思われる。その点につ  
いて若干のべる。同家は寛政  
7年(1795)秋より「定石15  
石」で開始した<sup>31)</sup>。  
えおろし 2本  
〇〇此御役銀255目  
右老ケ度=銀85匁宛候  
12月 2月 4月 上納  
八錢役調錢12貫文  
内6貫文 3月  
〃6貫文 7月 上納  
として役銀等を上納したが、  
享和2年(1802)に減石を命  
じられ、造石12石となり、文  
銀204匁を上納することにな  
った。享和4年(1804)の「酒  
造道具」は  
5尺桶 3本  
4尺桶 1本  
水酒桶 1本  
潰 桶 1本  
半 切 13枚  
こしき 3本  
粕 桶 1本

渡	主	年 代	地 目	当 高 (石)	安堵錢(米)
(下吉田村)					
下吉田村	清 七	宝暦12年	下々田 苗代	4.683 6枚	3斗入 48表
〃	多兵衛	安永2年	屋敷・下畑	0.188	3斗入 5表 錢 1貫文
〃	長 八	〃 4年	下々畑	0.028	1貫文
〃	孫四良	〃 4年	下々畑	0.074	3表
七日市村	庄兵衛	〃 4年	下田・下々田	1.943	7表
下吉田村	長 助	〃 5年	下々田・下々畑	0.789	5貫500文
〃	多兵衛	〃 7年	屋敷	0.063	5表
〃	伊兵衛	〃 10年	下々畑	0.021	1貫文
〃	多 助	天明5年	下々田・下々畑・屋敷	5.486	25表
〃	七左衛門	〃 6年	下々田	0.297	10貫文
〃	多 七	〃 7年	下々畑	0.012	1貫600文
〃	善多良	〃 7年	?畑	0.021	800文
〃	長 助	〃 7年	下々畑	0.006	700文
〃	勘左衛門	寛政2年	下々畑	0.044	2貫文
七日市村	久左衛門	〃 2年	下々田	2.977	33貫文
下吉田村	多 七	〃 2年	下々田	0.122	6貫文
〃	七左衛門	〃 3年	下々田	0.483	4貫900文
〃	勘左衛門	〃 4年	下々田	0.942	?
〃	三郎兵衛	〃 1年	下田(田村分)	0.088	3表
小 計				(18.267)	(96表)
				(内畑・屋敷 0.669)	(67貫500文)
(高口村分)					
	甚 助	安永6年	下々畑	0.039	3斗入 5表
七日市村	長左衛門	〃 10年	下々田	2.224 0.046 0.544	45表
	甚 助	天明4年	下々畑	0.165	5貫文
小 計				(3.018)	(50表)
				(内畑 0.204)	(5貫文)
(下福田村分)					
	多右衛門	寛政3年	下田・下々田・下畑	0.260	2貫700文
	源四郎	〃 4年	下田・下々田	7.297	39貫500文
	又 吉	〃 5年	下々田・下々畑	0.913	13貫文
小 計				(8.470)	(55貫200文)
				(内畑 0.185)	
(中吉田村分)					
下吉田村	平 助	天明7年	下々田 苗代	0.770 2枚	2貫文
〃	平 助	〃 7年	下々田 苗代	3.563 3枚	9貫500文

藩政後期における在村地主の一考察

久内	5年	下々田	0.446	1貫500文
弥十郎	寛政5年	下々田	1.813	5表
中吉田村 吉郎右衛門	3年	下々田	3.010	15貫文
小計			(9.602)	(5表)
合計			(39.357)	(151表)
		(内屋敷・畑)	1.058	
		(内下田)	5.859	

右の趣何分宜敷様ニ被仰上御取扱被成下願之通被仰付御助ケ被成下度偏ニ奉願上候 以上

下吉田村

酒造屋 和兵衛

同村

肝煎 内蔵助

竹内主鈴 殿

石井嘉右衛門殿 34)

として、酒販売市場の狭隘さ、とくに天保4年(1833)

※「田畑持高帳」

第5表 西田家寛政5年(1793)までの年代別土地集積

年 代	当高 (石)
宝暦12年(1762)	4.683 (11.9)
安永2年(1773)～安永10年(1781)	5.959 (15.1)
天明4年(1784)～天明7年(1787)	10.320 (26.2)
寛政元年(1784)～寛政5年(1793)	18.395 (46.7)
計	39.357

( ) 内は当高計に対する割合(%)

えおろし 2本

となっている。さらに文化5年(1808)には2石の減石のなり、10石造石で上納銀107匁・八錢役8貫文となった<sup>32)</sup>。文政2年(1819)には2石減石となって8石となり、役銀136匁・八錢役400文上納した<sup>33)</sup>。

そして、天保14年(1843)には

乍恐口上書を以奉願上候御事

一、私酒造八石之御受石ニ而年々是迄酒造仕誠ニ難有仕合ニ奉存候然者当村之儀者家数九軒成らて無之并近村迎茂格別之村居茂無御座候得者酒売不足仕繰敷造石之内残り迷惑仕罷有候隨而新酒之儀も一円ニ不相捌場所柄ニ御座候且去ル己年凶作ニ付必止と行詰難渋至極ニ罷成依之去ル午年夕年迄四ヶ年中酒可仕様無之恐入奉存候得共酒造休奉願上候処願之通被仰付四ヶ年中御役銀御免被下置難有仕合ニ奉存候依而去戌年夕少宛酒造仕罷有候処去ル子年御増石式石被仰付繰敷造り石之処ニ御増石等ニ成候而向々酒造可仕様無御座候間依而御減石奉願上候処御免被成下難有仕合ニ奉存候依而御時節柄恐入奉存候得共又々奉願上候間是迄之通御減石引続被仰付被成下度何卒御慈悲を以困窮之酒造屋御助ケ被成下度偏ニ奉願上候

の凶作以来休石を続け、増石の不可能な状況であったことを示している。

さて、西田家の農業経営について検討しよう。まず小作(三田)経営についてみると、文化15年(1818)「三田入口擔高」として、計当高19石234小作人6人をあげているが、これは貸地として受取った土地の小作地であり、文政6年(1823)から嘉永6年(1853)までの間に永代地として受取っている<sup>35)</sup>。また、天保3年(1823)には、17710刈の小作地(外屋敷3か所)小作人18人小作米503表2斗4升を受取る定めとなっている。しかし、実際には59表2斗「まけ」分となっている<sup>36)</sup>。

つぎに「手作」分について、まず第6表<sup>37)</sup>を中心にみよう。同家には文久4年(1864)・慶応元年(1865)・慶応2年(1866)・慶応3年(1867)の幕末期の「稲刈帳」が残存する。その刈数は4600刈～7700刈で、前述した小作地よりも最高をみても1万刈程少ない。地域的には「東田表」が全体の約半数を占める。また、「杭」の表記があるが、これは乾燥のための杭であって、この労力も低いものではなく、一応、本数のみ示しておいたが、1000本前後の杭の処理を行っている。また、稲刈日数は12日～24日と巾があるが、「東田表」については4年間7日を費やしている。従って1日500刈～565刈を刈取る計算となる。また、稲刈開始は閏年の慶応元年(1865)を別として、9月8日～16日で終期は9月26日～10月11日となっている。また、労働延人数は70人～110人と巾がある。

つぎに慶応2年(1866)同家の米拵について第7表をもってみよう<sup>38)</sup>。同年は7444束を収穫しているが、

第6表 幕末期西田家稲刈

事項	年代	前 田 屋	門 の 向	東 田 表	向 谷 地	分 作	計
刈数 (束)	文久4	466	245	3573(内糶162)	384	万右衛門 339 4人2751 4人2793(内糶349)	4668
	慶応元	487		3411(ノ 298)	375		4609
	ノ 2	403	233	3660(ノ 334)	397		4693[7444]
	ノ 3	508	245	3957	320		5030[7781]
杭 (本)	文久4	42	48	321	17		428
	慶応元	56		803 57	75		991
	ノ 2	71		647 58	46	486	882[1308]
	ノ 3	92	54	569	40	446	760[1226]
月/日 (日数)	文久4	$\frac{9}{16} \sim \frac{9}{19}$ ②	$\frac{9}{16} \sim \frac{9}{19}$ ③	$\frac{9}{16} \sim \frac{9}{26}$ ⑦	?		12[14]
	慶応元	$\frac{8}{23}, \frac{8}{27}, \frac{8}{29}$ ③		$\frac{8}{22} \sim \frac{9}{1}$ ⑦	$\frac{9}{1}, \frac{9}{2}$ ②	$\frac{9}{8}, \frac{9}{16}$ ②	12[14]
	ノ 2	$\frac{9}{8}, \frac{9}{11}$ ②	$\frac{9}{17}$ ①	$\frac{9}{10} \sim \frac{9}{18}$ ⑦	$\frac{9}{17}, \frac{9}{21}, \frac{9}{23}$ ③	$\frac{9}{6} \sim \frac{9}{27}$ ⑥	13[19]
	ノ 3	$\frac{9}{9}, \frac{9}{13}, \frac{9}{22}, \frac{9}{23}$ ④	$\frac{9}{1}$ ①	$\frac{9}{14} \sim \frac{9}{22}$ ⑦	$\frac{9}{25} \sim \frac{9}{1}$ ③	$\frac{9}{6} \sim \frac{9}{29}$ ⑨	15[24]
稲刈 (人数)	文久4	12	7	74	7		100
	慶応元	11		52	5	5	68[73]
	ノ 2	6	8	53	10	39	77[116]
	ノ 3	10	8	43	10	39	71[110]

※文久4年「稲刈覚帳」9月吉日、慶応3年「稲刈帳」8月吉日  
慶応2年「稲刈覚帳」9月吉日、慶応3年「稲刈覚帳」9月吉日

9月27日から12月28日まで取扱った稲は6552束でやく1000束少ない。これは稲で保存し、翌年にかけて米拵を行うこともあるので、問題にはならないと思われる。上記の期間に要した労働人数は130人である。そして190表2斗3升を(玄)米としていると考えられる。ここで、粃の表記は全部記載してないので、粃分101石8斗分の玄米は34石4斗となる。従って粃に対する比率は33.8%である。しかし、藩政期には粃1升から(玄)米5合とする説があり<sup>39)</sup>、この説よりもさらに下回る量である。この事実は正しいかどうか、さらに検討の余地がある。

つぎに同年の「米入座」<sup>40)</sup>をみると、同年9月27日から翌年3月3日にかけての記載があるが、これを集計すると、出来米132表・受取388表計520表を計算できる。この受取が小作米かどうか不明である。そして搗米282表・売払米が162表で計444表そして76表残があるが、これは物成米21表・糶米6表その他である。この売払米は横手68表・角間川67表・増田13表・大曲4表・その他村内および周辺となっており、町場へは

152表売払っており、売払米の94%にあたる。これは19表～1表と小口販売であり、後でのべる湊への下米と大きく異なる点である。

つぎに同家の「米搗」に関する資料を第8表で検討しよう<sup>41)</sup>。年代は慶応2年(1866)から翌年2月にかけての記録であるが、表は資料の順を変えたものである。まず、作業は①玄米から上白米・②玄米から中白米・③中白米から上白米と3つあるが、最初の①の場合、11月23日の玄米3表を除き1表について、7升～9升の減少であり、②は4升5合～5升7合であり、③は3升～5升である。その減少率は①21.9%・②16.5%・③13.4%となる。つまり、玄米から直ちに上白米にすると減少率が高いのが当然である。しかし、③のように2つの段階をあえて行う理由は不明である。この米は酒造用米と思われる。安永9年(1780)中野屋弥助家の場合、「中白平均一表ニ付四升減り<sup>42)</sup>」とあって、中白の減少平均が近似値であること、また、「中白」の表現が酒造米用語と考えられるからである。

藩政後期における在村地主の一考察

第7表 慶応2年(1866) 西田家の米拵

月日	稲束	粃(石)	米拵人数(人)	米(表斗升)	備考
9.27	100		3	3.2	
9.29	180		4	6.0.6	
10.4	180		4	6.2	
10.13	180		4	6.2.7	
10.16	40	1.7	3	2.1	
10.17	83		3		種粃ニ成ル
〃				3.1.4	内2表1斗 行
10.18	38		4		種粃ニ成ル
10.19	125		2		〃
〃	165		4	6.1.6	
10.20	135		3	5.1.2	
10.23	152		4	4.2.5	
10.25	310	5.9	5	7.3	
10.27				11.2	内8表 行
11.3	115		3	4.2.7	
11.2	240	4.8	4	6	
11.3	202	4.5	4	5.5	
11.7				6.0.4	内4表7斗 行
11.9	310	6	5	7.4	
11.10	240	4.4	4	5.4	
11.11				11.0.1	内9表 行
11.11	180	3.5	3	4.3	
11.16	180	3.5	3	4.4	
11.18				11.1.6	内9表 行
〃	58	1.1	1	1.3	
11.19	290	6	4	7.4	
11.20	130	2.4	3	3	
11.21				11.1.8	内9表行
〃	240	4.8	4	6	
11.22	165	3.6	3	4.4	
11.23	260	5.5	5	6.7	
11.26					内9表ひし?
11.28	220	4.8	4	6	
11.29	220	4.5	4	5.5	
11.30	220	4.5	4	5.5	
12.1	162	3.3	3	4.1	
12.3	174	3.3	3	4.1	
12.4	116	2.2	2	2.6	
12.5	228	4.4	4	5.4	
12.6	169	3.6	3	4.4	
12.9	195	3.6	3	4.4	
〃			2	1	
12.11	110	2	2	2.4	
12.15	140	2.4	2	3	
12.27	180	3.1	3	3.7	

12.28	120	2.4	2	3
合計	6,552	101.8	130	190.2.3 内粃と対応する数 114表2斗=34石4斗(33.8%)

※慶応2年「粃米勘定帳」

第8表 慶応2年(1866)11月～慶応3年(1867)2月 西田家の米搗

月日	元 米	白 米	1表につきへり
11/22	玄米2表	上白1表1斗4升	8升
11/23	〃1表	〃2斗3升	7升
〃	〃3表	〃2表2斗3升	2升3合3勺
11/28	〃3表	〃2表1升	9升
計	〃9表	〃7表1升	1表2斗9升 (21.9%)
11/28	玄米2表	中白1表2斗	5升
11/29	〃4表	〃3表1斗	〃
12/27	〃8表	〃6表2斗	〃
12/28	〃2表	〃1表2斗	〃
12/29	〃8表	〃6表2斗	〃
1/2	〃2表	〃1表2斗	〃
1/14	〃8表	〃6表2斗2升	4升7合5勺
1/26	〃4表	〃3表1斗	5升
2/5	〃8表	〃6表1斗9升	5升1合
2/7	〃8表	〃6表2斗1升	4升8合7勺
2/8	〃2表	〃1表2斗1升	4升5合
2/11	〃8表	〃6表2斗4升	〃
2/12	〃1表	〃2斗5升	5升
2/28	〃4表	〃3表7升	5升7合
計	〃69表	〃57表1斗9升	11表1斗1升 (16.5%)
11/30	中白4表	上白3表1斗	5升
12/28	〃6表	〃5表6升	4升
1/13	〃8表	〃7表1升	3升6合2勺
1/27	〃4表	〃3表1斗7升	3升2合5勺
1/28	〃4表	〃3表1斗6升	3升5合
2/2	〃1表	〃2斗7升	3升
2/6	〃8表	〃6表2斗9升	3升4合7勺5才
2/10	〃8表	〃6表2斗	3升8合7勺5才
2/13	〃4表	〃3表1斗5升	3升5合
計	〃47表	〃40表2斗1升	6表9升 (13.4%)

※慶応2年寅10月吉日「粃米勘定帳」の中「米搗一座覚」



第9表 文政2年(1819)西田家の農民貸付関係

地域	人数 (人)	貸計 (貫文)	内酒代 (貫文)	酒人数 (人)	内その他 (貫文)	米 (俵)	米金額 (貫文)	貸付 (貫文)	銭かし (貫文)
①当村	14 (8.8)	68.803 (10.9)	5.253 (8.2) [7.6]	7	0.126 衣類	49	31.365 (15.2) [45.6]	28.000 (18.1) [40.7]	58.251 (43.1)
②下福田と東村々	23 (14.4)	149.562 (23.6)	9.386 (14.7) [6.3]	12	0.300 鎌代	112	65.430 (31.8) [43.8]	53.500 (34.5) [35.8]	27.080 (20.1)
③七日市・桜森・ 狐塚	40 (25.0)	166.107 (26.2)	26.911 (42.0) [16.2]	23		102	59.877 (29.1) [34.1]	50.500 (32.6) [30.4]	44.450 (32.9)
④八柏・田村	28 (17.5)	14.417 (2.3)	11.206 (17.5) [77.7]	25		3	1.750 (0.9) [12.1]	0	0
⑤高口村と西村々	21 (13.1)	46.230 (7.3)	4.357 (6.8) [9.4]	14		5	2.930 (6.3) [6.3]	21.000 (13.6) [45.4]	2.000 (1.5)
⑥蟹沢と南村々	26 (16.3)	117.771 (18.6)	6.292 (9.8) [5.3]	8	3.503 鎌代	77	44.360 (21.6) [37.7]	2.000 (1.3) [1.7]	3.270 (2.4)
⑦在々付込座	8 (5.0)	71.060 (11.2)	0.622 (1.0) [0.9]	3					
計	160	633.950	64.027 [10.1]	92 [57.5]*		348	205.703 (32.5)	155.000 (24.5)	135.015

( )内はその列の計に対する割合(%), [ ]内はその行の貸計に対する割合(%)…\*は人数計に対して  
※寛政2年「書出寄覚帳」

外ニ六表 御田地上かし  
 〃百式拾壹表かし  
 内百廿壹表 取  
 十二月一日 下福田村  
 ③一、拾五貫文 宇太郎  
 算用内銭かし也

とあり、①は買入分であって、第9表から除き次項の商品流通で取扱う。また②は第9表の米での返済の項と同じであるので表から除外した。③は12月以降1月以降の新しい貸付であるので表に入れた。第9表の検討に入るが、地域の分類の仕方は、同帳簿に従い7地域に分類したが、居村(下吉田村)を中心にして、ほぼ、東・北西・北・西・南・その他としている。まず

貸付を受けた農民は合計160人であって、③七日市等北西部が40人で全体の25%をしめており、ついで④八柏等北部・⑥蟹沢等南部がついている。また、貸付銭高は合計633貫950文であるが、③七日市等北西部が166貫107文で全体の26.2%で最も多く、②下福田村等の東部・⑥蟹沢等南部がついている。その中、酒代貸付は全体で64貫27文で、貸付銭高は10.1%にすぎはない。また、酒代のみを貸付た農民は92人で57.5%と半数を越える。酒代貸付の多い地域は③七日市村北西部で26貫911文で全体の42%と半数近くである。また、貸付銭高に対する酒代の占める比率の高いのは④八柏等北部地域で77.7%である。その他では①下吉田村(当村)の衣類126文がある。内容は「けんほう」2尺

第10表 嘉永2年(1849)西田家の農民貸付関係

地 域	人 数 (人)	貸 計 (貫文)	内酒代 (貫文)	酒人数 (人)	米 (表斗升合)	米金額 (貫文)	金 子 (貫文)	札 (貫文)	その他	銭かし (貫文)
①当村	18 ( 8.4)	114.290 (14.3)	18.674 ( 6.2) [16.3]	10	45.2.8.2	55.128 (14.0) [48.2]	1歩2朱 (2.188)			5.050 ( 5.6)
②下福田村等東村々	30 (14.0)	237.349 (29.7)	56.177 (18.8) [23.7]	21	58.2.5.5	70.620 (29.8) [29.8]	3歩 (4.350)	35.000 (2.450)	かや 30貫	16.800 (18.7)
③七日市・桜森 狐森	58 (27.0)	130.591 (16.4)	67.932 (22.7) [52.0]	41	63.1.8.3	76.332 (19.4) [58.5]	2歩 (2.925)	22.230 (1.556)	中表 100表	15.800 (17.5)
④八柏・田村	34 (15.8)	60.190 ( 7.5)	60.190 (20.1) [100]	34	17	20.400 ( 5.2) [33.9]	2両 (11.650)	100.000 (6.990)		0
⑤高口村等西村々	26 (12.1)	95.748 (12.0)	39.053 (13.1) [40.8]	21	43.1.2.1	52.084 (13.2) [54.4]	2両 (11.600)	25.000 (1.750)		38.475 (42.7)
⑥蟹沢村等南村々	44 (20.5)	154.841 (19.4)	54.316 (18.1) [35.1]	31	96.2.3	116.320 (29.5) [75.1]	1歩2朱 (2.175)	75.000 (5.250)		13.975 (15.5)
⑦在々付込座	5 ( 2.3)	5.559 ( 0.7)	3.039 ( 1.0) [54.7]	4	3.0.0.9	3.450 ( 0.9) [62.1]		5.000 (0.350)		0
計	215	798.568	299.381 (37.5)	162 * [75.3]	328.1.8	394.344 (49.6)	6両 (34.888)	262.230 (18.608)		90.100

( )内はその列の計に対する割合(%), [ ]内はその行の貸計に対する割合(%)…\*は人数計に対して  
\*嘉永2年「書出寄覚帳」

(52文), 1尺8寸(47文)・「袖へり1つ」(27文)である。②下福田村等東部の「鎌代」300文・⑥蟹沢村等南部の3貫503文がある。

返済についてみると、米は348表銭高205貫703文で貸付銭高の32.5%をしめる。また、貸付となったのは155貫文で24.5%をしめ、両者合計すると、57%と半数を越える。外は現金で返済している。米での返済の地域をみると、②下福田村等の東部が31.8%、ついで③七日市村等北西部が29.1%、⑥蟹沢村等南部が21.6%である。また、貸付の多い地域は②下福田村東部で34.5%、ついで、③七日市村等の北西部の32.6%となっている。つまり、地域を総合的にみれば、貸付銭高の多い地域は米で返済する率も高く、また、貸付

として翌年回しになる額も多いということになる。もう1つは、現金返済は約半分という事実も指摘してよいことであろう。また、年末・年始の銭かしも全体で135貫615文と決して少ない額ではない。地域別では①当村の43.1%が高く、③七日市村等北西部の32.9%がついでいる。

つぎに第10表<sup>44)</sup>で嘉永2年(1849)の場合をみよう。記載上の形式は文政2年(1819)と同じである。しかし、内容においては異なる面もでてくる。まず、人数は215人で文政2年(1819)より55人多くなっている。

地域別では③七日市村等北西部が58人で全体の27%を占め、⑥蟹沢村等南部が20.5%、ついで④八柏村等北部が15.8%、②下福田村等東部が14%である。文政

の場合と比較すると、③は同様に一番比率が高いし、以下3地域も順序が同じでないにしても前にあげた地域である。貸付銭高は798貫568文で、文政よりも164貫618文多くなっている。しかし、物価上昇が考えられる。例えば、算用米1表が文政2年570文～600文に対し、嘉永2年は1貫200文でほぼ2倍になっている。従って、これだけでは西田家の貸付が伸びたということとはできないし、農民の借が増加したともいい切れない。地域別にみると、②下福田村等東部が29.7%と高く、⑥蟹沢村等南部19.4%、③七日市村等北西部16.4%となっている。順位が入れ替っているが、文政2年の場合もこの3地域が上位にあった。この中、酒代貸は全体で299貫381文で貸付銭高の37.5%と文政2年より27.4%も上回っている。また全体の貸付銭高の中、酒代のみが162人で75.3%を占めるようにこれも文政2年を上回っている。地域別にみると、③七日市村等北西部が22.7%で最も高く、ついで④八柏等北部20.1%、②下福田村等東部18.8%、⑥蟹沢村等南部が18.1%となっている。

つぎに、これらに対する返済についてのべると、まず、米は328表1斗8升で、文政2年より約20表下回る。しかし、米代金は394貫333文で、貸付銭高の49.8%をしめほぼ半数となり、文政2年を大きく上回る。また、地域別では、②下福田村等東部が全体の29.8%⑥蟹沢村等南部29.5%が高く、ついで③七日市村等北西部が19.4%となっている。文政2年の場合も、②下福田村等東部が高く、順序が逆であるが、以下2地域が入っていた。また、それぞれの地域における貸付銭高に対する米での返済は、9合という⑦在々付込座を除き、⑥蟹沢村等南部の75%、③七日市村等北西部58.5%、⑤高口村等西部54.4%となっている。文政2年と比較すると、米で返済する率が高くなっている。以上、地域的にみて、文政2年とはほぼ同じ地域と関係している。また、文政2年にあった翌年回しの貸付が見当たらない。なお、ここに金子が入っている。文政2年の場合も、八柏村宇助より1件で金子3両(26貫250文)その他あったが、嘉永2年は歩と朱単位の小口金子支払が目立つ。つまり、一般農民の間にも金貸が小単位で流通していたことを物語っている。また、銭札遣いも出ており、下吉田村を除き、全地域で支払っているところをみれば、これまた浸透している。その他

第11表 天保3年(1832)西田家の農民貸付

地	域	人数 (人)	金額 (貫文)	平均	最高～最低	件数
①	当村	12	112.073	9.339	23.505～170	34
②	下福村の東	5	108.386	21.677	61.331～3.400	19
③	七日市村の北西	17	251.718	14.807	48.230～0.967	75
⑤	高口村西	5	71.309	14.262	33.409～1.000	21
⑥	蟹沢村の南	13	105.617	8.124	22.650～0.500	33
⑦	在々付込	12	106.713	8.893	34.00～0.500	27
計		64	755.816	11.810	61.331～0.170	209

※外に当所郷用座15.190他あり。

※「当座帳」

では、かや(13貫目)、中表100表(俵のみ)で支払っている例もみられる。さらに「銭かし」は文政2年よりも約45貫文減少している。地域的にみると、⑤高口村等西部が全体の42.7%を占めている。

つぎに第11表<sup>45)</sup>によって天保3年(1832)の西田家の農民貸付の状況をみよう。原資料の記載例は、

覚  
卯  
十月廿一日 当村  
一、拾貫貳百文 忠太郎  
金子老貳式歩 かし  
参宮金也 夫万之助  
六八かへ  
リ貳貫四百四十八文  
リ壹貫九百五十八文 リ入 十二月迄 壹半  
十二月廿九日 当村  
一、三貫五百文 権太郎  
銭かし 此表手間帳座ニ有之  
リ七百三十五文 壹半

である。帳簿の作製は天保3年(1832)辰正月吉日とあるが、前年10月頃から翌年1月まで記載されている。この「当座帳」は前にみた「書出寄覚帳」の後に作製され、この集計が同年の「書出寄覚帳」しめ高と記載されるようである。これには返済の記載はあまり多くなく、稀に数日後の返済の場合は記載されている。この帳簿の区分は、「書出寄覚帳」にあった④八柏・

第12表 天保3年(1832)貸付内訳

地 域	貸付金額 (貫文)	内 現 金 貸 (貫文)	内 算 用 貸 (貫文)	内土地書入貸 (貫文)
①当 村	112.073	61.600 [55.0]	12.200 [10.9]	
②下福田村の東	108.386	72.735 [67.1]	6.500 [6.0]	15.000 [13.8]
③七日市村の北西	251.718	112.800 [44.8]	35.850 [14.2]	30.550 [12.1]
⑤高 口 村 西	71.309	52.850 [74.1]	13.609 [19.1]	
⑥蟹 沢 村 の 南	105.617	53.752 [50.9]	19.700 [18.7]	17.000 [16.1]
⑦在 々 附 込	106.713	19.450 [18.2]		
計	755.816	373.187 [49.3]	87.859 [11.6]	62.550 [8.3]

[ ]内は貸付金額に対する割合(%)  
※「当座帳」

表13表 文政2年(1819)西田家の大口農民貸付と返済

村 名	貸付金額 (貫文)	返 済			
		米 (表)	金額 (貫文)	現金 (貫文)	又貸付 (貫文)
当 村 三之助	13.243	14	8.260		5.000
〃 長 八	5.549	4	2.280		3.000
〃 多兵衛	18.351				18.000
〃 勘左衛門	11.703			7.753	2.000
〃 吉太郎	16.556	28	16.556		
下福田 宇太郎	64.633	85	49.770		15.000
〃 又 吉	20.883	9	5.400		15.500
〃 松之助	10.000			10,000	
七日市 市左衛門	10.380			2.310	8.000
〃 万右衛門	9.240	4	2.220	3.890	3.000
桑 木 藏之助	6.862	2	1.180	0.032	
〃 与 七	18.086			10.086	
〃 武右衛門	5.618	10	6.000		
〃 利兵衛	17.925	15	8.625		9.000
石川原 彦 惣	38.405	24	13.710	25.000	
〃 惣左衛門	13.923	10	5.880	5.000	2.000
高 口 忠 助	10.686	*		8.000	
〃 嘉兵衛	20.549	11	4.950		16.000
〃 嘉太郎	6.836	3	1.740		5.000
蟹 沢 佐兵衛	20.800				** 20.000
上福田与惣左衛門	9.275	16	9.280		
計 21人	349.503	224	14人 135.851	9人 72.071	12人 101.500

\* 〆 \* 田地 = 而  
※「書出寄覚帳」

田村はなく、⑦在々付込にまとめられ、件数も僅少である。また、「書出寄覚帳」にないものは「当所郷用

第14表 嘉永2年(1849)西田家の大口農民貸付と返済

村 名	貸付金額 (貫文)	返 済	
		米 (表)	金 額 (貫文)
当 村 三之助	20.617	17	20.400
〃 椿太郎	21.660		
〃 文三郎	11.013	3.1	4.000
下福田 又 吉	133.085		*
〃 市左衛門	34.475	29	34.800
桑 木 源右衛門	25.232	11	25.200
高 口 三郎兵衛	36.509	28	33.600
蟹 沢 久左衛門	34.243	28	33.600
〃 藤 吉	9.210	8	9.600
和 久 内	10.524	9	10.800
あら所 吉五郎	9.358	8	9.600
田 植 和三郎	15.602	13	15.600
計 12人	361.528	154	10人 197.200

\*70,000家数書入かし ※「書出覚帳」

座」として、酒・紙等15貫190文があるが、12月18日～正月26日までは金額が記載されていない。そして、表から除外した区分では「町々商座」・「糶貸座」・「三田入口座」・「久左衛門座」・「吉太郎座」がある。つぎに第11表をみると、人数の上で文政2年の合計の半分以下であるが、金額の上では文政2年より約100貫文多く、嘉永2年より約43貫文少ない。しかし、やや近

第15表 天保3年(1832)西田家三田米収取

字	所	刈	数	名	三田米	貸口にないもの	備考
弥助	田		500刈	三之助	15表		内2表まけ
東	田		800	当村多兵衛	24		〃6〃
深間内	境		130	和村市兵衛	4	×	
下段	富作		400	又吉	12		
中	田表		450	〃	12		
大戸川端	開	200刈共	600	〃	18		
樋	掛		130	〃	4		〃35表=まけ
海道	添		2.000	〃	55		48表まけ
大戸川	端		350	〃	3		御高為担三田米
文四郎	田		800	宇市	22		
下	福田	屋	舗	〃	1		御高為担三田米
長左衛門	田		700	大道寅之助	26	×	
大道堀	田共		900	和三郎	27		
開	高		400	大道佐太郎	12		
弥十郎	田		1.900	平兵衛	50		内10表まけ
円右衛門	田		700	権太郎	21		
前	田表	屋	舗	〃	25		
				〃	2斗7升		
又助	田		700	長之助	19	×	内3表1斗5升まけ
中吉	田分		500	五兵衛	13		
			800	与惣左衛門	25	×	
与五郎	田		300	久内	9	×	
〃			1.300	菊松	35		
		屋	舗	与五郎	2斗7升	×	
七日市	田		350	万右衛門	10		
〃			300	〃	7		12表半表まけ
長左衛門	田		1.800	三右衛門	53		内15表まけ
			17.710	18人	503 244升	6人	59表2斗まけ

※「当座帳の中三田入口座」

い数字である。地域別貸付金額は③七日市村北西部が251貫718文と群を抜いて高い。しかし、1人平均になると②下福田村東部が21貫677文と高く、③七日市村北西部・⑤高口村西部が14貫文台でそれにつぐ。1人最高貸付金額は61貫331文で最低が170文である。1回に多額の金を貸付ける場合、多くは「金子」である。記載例で示した筆頭者はその好例である。これは嘉永2年の農民貸付のか所でもふれたところであるが、当地域の農民にも「金子」が流通していることを物語るものである。第12表は貸付金額の内訳をみるため作製

した表であるが、現金(金子・銭)貸が49.3%と約半分を占め、算用貸11.6%、土地書入貸8.3%となっており、これだけで69.2%であって約7割となる。これ以外には米などの現物貸付がある。

再び文政2年に戻って検討してみよう。すなわち、貸付金額の大小と、その返済方法をみようというわけである。第13表は文政2年の大口貸付農民であるが、便宜上、米10表(1表580文)以上を選択した。そこで人数の上で全体の13.1%が、貸付金額では55.1%である。かなり、大口貸付が多いことが理解できる。また

第16表 藩政後期西田家買入米

地 域	文 政 2 年			嘉 永 2 年		
	人 数 (人)	米 (表)	金 (貫文) 額	人 数 (人)	米 (表)	金 (貫文) 額
当 村	7	65	36.450 (34.8)	2	12	10.360 (5.0)
下福田村東	6	59	33.255 (31.7)	2	21	22.700 (11.0)
七日市村北	2	8	4.530 (4.3)	3	9	10.320 (5.0)
高口村西	6	26	14.680 (14.0)	5	50	51.700 (25.1)
蟹沢村南	8	28	15.960 (15.2)	7	102	110.740 (53.8)
計	29	186	104.875	19	194	205.820

( ) 内は全額計に対する割合 (%)

※「書出覚帳」

第17表 嘉永2年(1849)高口村三郎兵衛より30表買入米

月日	表数	村 名	名
12/11	2	和	市兵衛 受取申候
12/13	3	桑 木	伊兵衛 受取
12/17	1	〃	善左衛門 受取
12/19	1	石川原	惣左衛門 受取
〃	1	七日市	万右衛門 受取
12/23	1	石川原	彦惣 受取
12/24	2	高 口	文蔵 受取
12/27	1	和	久兵衛 受取
12/29	1	七日市	三右衛門 受取
〃	3	桑 木	久左衛門 受取
〃	4		直々 受取申候
〃	1	高 口	吉左衛門 受取
12/30	2	桑 木	平右衛門 受取
〃	10	高 口	石太郎 受取

内メ 35表 差引5表 算用米=差引仕候

※「書出寄覚帳の中算用附込座」

その返済方法は米が全体の66.1%、又貸付が65.5%である。この返済について、さらに内容を見ると、20人中米で返済した者が14人、又貸付12人・現金9人で米での返済した人数が多い。また、米と又貸付による返済が7人、米・又貸付・現金の3者による返済が2人で計9人の約半数に達している。下福田の宇太郎85表

を筆頭とする「米返済」可能の農民層を頂点として、西田家は農民とつながっていたと思われる。更に第14表は嘉永2年の同様の視点で整理したものであるが、この大口は人数の上で5.6%・貸付金額では45.3%の半数近くをしめる。また、その返済については米が全体の50%をしめる。文政2年でみたと同じことがいえる。

## V 西田家の商品流通

すでに前項で地方市場町に米を販売している例をあげたが、ここでは湊下げ米を検討する。その前に、西田家では、どのような方法で米を収取しているかを確認しておこう。同一年代における米の収取を示す史料を欠くので、部分的に検討して全体を推測するしかない。まず第1に文政2年(1819)・嘉永2年(1849)の西田家の貸付に対して返済金額が米で支払われる「算用米」がそれぞれ348表・328表であることをみた。また、第2に同家の天保3年(1832)の三田米は定量で503表余であることも前にあげた。いま、それを示すと、第15表<sup>46)</sup>である。この数がいつからいえるか不明であるが、文政2年(1849)には三田米の貸として、80表あった<sup>47)</sup>。第3として、同家には「買入米」がある。文政2年と嘉永2年分は第16表<sup>48)</sup>に示している。両年共計180表~190表である。この地域の特色を出すことは困難である。すなわち、文政2年と嘉永2年の比率が七日市村北部を除いて逆になっているからである。

内容をみると、嘉永2年下樋口村利兵衛より50表52貫500文分買入れている。これが上農かどうか不明である。また、同年高口村三郎兵衛より30表買入れているが、第17表<sup>48</sup>のように、三郎兵衛が渡したのは4表だけであって、高口村石太郎の10表を除き外12人は小口である。また、第4としてつぎの例もある。

三左衛門殿分米買入  
 三月廿日  
 一米貳拾表 清左衛門  
 代貳拾四貫文  
 内貳拾三貫八百文 三両貳分 六八かへ  
 同貳百文 錢  
 内貳分 三月廿五日渡  
 同貳分 三月廿五日渡  
 三月廿八日 直々 濟  
 一同拾五表 久左衛門  
 代拾八貫文  
 (略)  
 一米拾表 作太郎  
 代十貳貫文  
 (略)  
 貳百文かし  
 一米拾表 長松  
 代十貳貫文  
 (略)  
 八十文かし  
 一米四表 寅之助  
 代四貫八百文  
 (略)  
 一米拾表 吉太郎  
 代十貳貫文  
 (略)  
 一米九表 祐助  
 代拾貫八百文  
 (略)  
 一米貳拾表 内分  
 代貳十貳貫八百文  
 (略)  
 一同貳表 佐太郎  
 代三貫六百文  
 内三貫四百文 貳分渡候

同貳百文 錢渡申候  
 〆百表也  
 文政9年(1826)「指引帳」<sup>49</sup>の記載であるが、三左衛門が代表となって100表を西田家に売っている例である。以上のように西田家が収取する米の概数をあげるとつぎのようになる。  
 ○手作米 約 200表 慶応2年(1866) 粃米勘定帳  
 ○三田米 〃 500表 天保3年(1832) 当座帳  
 ○算用米 〃 300表 文政2年(1819) 書出寄覚帳  
 嘉永2年(1849) 〃  
 ○買入米 〃 200表 文政2年(1819) 〃  
 嘉永2年(1849) 〃  
 ○代表売米 〃 200表 天保3年(1832) 指引帳  
 計 〃 1400表  
 内搗米(酒造米含) 282表 慶応2年(1866)  
 地元小口売米 152表 〃  
 残 約1000表  
 第18表<sup>50</sup>は文政4年(1821)から文久元年(1861)まで10か年分の西田家の湊下げ米である。史料は指引帳3点・売目録3点であるが、文政4年分には5・6・7・8年まで、天保3年分は同10年まで記載されているが、4・5・6年と8・9・10年分については米の湊下げの記録がない。これは天保4年凶作の影響とみてよいだろう。年間の湊下げ量は文政4年の1300表から文久元年の731表(天保7年を除く)で、どちらかといえば、下降気味である。ほぼ1000表が中心となろう。また、契約の数量が実際には数表減少して届いている。また、蔵敷口銭・手付金・運賃・川役等は西田家で支払っている。また、売先は少くとも文政4年から根布屋孫十郎であるが、どれほど前からの取引きであるかは確認できない。文政7年より長谷川忠兵衛が入り、万延元年になって江戸屋彦十郎との取引きがある。  
 つぎに第19表<sup>51</sup>を中心として、西田家の「湊上げ」商品を検討する。最初に「塩」は10表~40表買入れているが、文政2年「書出寄覚帳」に「大道村長左衛門」「塩代189文貸」とあるのでごく小口で販売していたことが推測できる。また、紙は「郷中用」として貸付ている点を見れば、紙の使用が一般化していないこの当時には、これまた限られた範囲での販売と思われる。竹については農民に販売した記録が見当たらない。従って、酒樽作りに使用したことが考えられる。つぎに木

第18表 藩政後期西田家湊下げ米

年 代	米				売 先	史 料
	湊 下 げ (表)	内 へ り (表)	残 (表)	代 金 (貫匁分)		
文政 4 年	1,121			8.624	根布屋孫十郎	文政 4 年指引帳
5 年	1,300	5・5*	1,290	11.525.5	〃	〃
6 年	1,003	3		9.350	〃	〃
7 年	粃50			49貫文 9.281		〃
8 年	780	8	722	8.859	根布屋孫十郎 (465表) 長谷川忠兵衛 (473表)	〃
9 年	1,000	3	997	8.773.6	根布屋 (575表) 長谷忠 (197表)	〃
天保 3 年	601	12	589	7.657 (117.8兩)	長谷忠	文政 9 年指引帳 天保 3 年指引帳
7 年	67			268貫800文	〃	〃
万延元年	731				長谷川新三郎 (331表) 江戸屋彦十郎 (400表)	売 目 録
文久元年	703	5	698	17.487 1分3厘	〃	〃

\*鼠喰

綿関係をみると、文政4年に「木綿運賃2貫535文」とあるから、木綿の購入、そして販売が考えられる。また「繰綿」は文政9年になって初めてでてくる商品である。購入先は長谷川忠蔵で、同年は合計75本を約17貫匁で購入している。これは西田家で湊下げ米約1000表の約2倍分に当たる。3回に分けて購入しているが最初の5本は不明であるが、2回目は、

一操綿 拾本掛

八月八日

一老貫百文 運賃

一三百十四文 角間川駄賃

一五十文 日雇銭

一四百四十文 田村駄賃

一三十文 日雇銭

メ老貫九百三十四文

内八百十三文 式朱渡

同老貫百廿老文 銭渡

右之通角間川へ仕送田村彦兵衛へ遣候夫勘兵衛殿也  
八月八日

として、角間川に運送したことがわかる。本来ならば角間川商人の取引商品を取り扱い、逆に角間川に送っている。また、3回目の場合、

長谷川綿代指引覚

十二月廿五日

一操綿六拾本

代九百八拾四貫文

但し十六貫四百文替 七五金

(略)

入拾兩 浅舞村 忠蔵方

として、浅舞に流れた可能性が強い。

天保3年にはさらに数量が多くなり、130本230兩分となる。これまた同年同家の湊下げ米(117兩)の約2倍の金額である。この操綿は浅舞村長谷川忠蔵へ32本、横手町小川伝吉・柏屋庄兵衛へ105本、今宿村勘七へ2本渡している。このように浅舞・横手・今宿の地方市場町商人に販売していることは、本来的ルートからいえば逆の事実を指摘できる。天保4年(1833)になると、激減して2本しか購入していない。また、購入先も布袋屋忠蔵となっている。そして、天保5年(1834)以降は見えなくなっている。

その他の商品では、いわし・にしん・塩辛・保太等を購入しているが、文政4年(1821)には

新屋六兵衛方 いわしわけ口

辰十二月廿九日

一四百疋

一百六十疋 太兵衛 代貳百文

藩政後期における在村地主の一考察

第19表 西田家 湊上げ商品(諸費含まず)

年 代	塩	紙	竹	緑 綿	そ の 他
文政4年	39表半 225匁1分5厘	大天ウ山半紙 4つ入 98匁6分8厘 大タク大 6つ入 86匁6分8厘 大タイウ大 6つ入 80匁6分8厘	8把 1貫440文	(木綿運賃) 2貫535文	いわし 1,020足 にしん 4束 塩 辛 2つ 1貫276文 700文 660文
〃 5年	37表 277匁5分		10束 2貫500文		にしん 288枚 いわし 2,136足 ろうそく 1箱 七 嶋 10枚 ろうそく 1貫 2貫736文 2貫690文 1貫450文 1貫275文 1貫450文
〃 6年	40表 206匁	半 紙 6つ 115匁3分3厘	? 1貫900文		ろうそく 1貫 1貫450文
〃 7年			5束 6貫450文		
〃 8年					にしん 170枚 か ど 223枚 塩 辛 10樽 七 戸 10枚 2貫905文 1貫650文
〃 9年	22表 15貫400文	半 紙 4つ 10貫400文		5本 800目 10本 2貫312匁9分 60本 131両	
天保3年	13表 11貫50文	半 紙 3つ 95匁 上半紙 4つ 130匁	11本 4貫880文	130本 230両	保 太 25本 塩 辛 2樽 にしん 2樽 5貫280文
〃 4年	10表 8貫690文			2本 37貫400文	にしん 590枚 6貫317文
〃 5年					いわし 223疋 7貫500文
〃 6年					いわし 1,930疋 4貫913文
〃 7年					保 太 20本 塩 辛 7樽 15貫600文 8貫400文

※文政4年・文政9年・天保3年「指引帳」

一百弍拾疋 吉太郎 代百五十文  
 一四拾疋 三之助 代五十文  
 一百三十疋 宇太郎 代百六十三文  
 一百三十疋 勘左衛門 代百六十三文  
 十二月廿九日  
 一四十疋 勘左衛門分  
 左兵衛分 代五十文  
 〆老貫弍百七十六文  
 内五十文駄賃引  
 残老貫弍百弍十五文也

として、新屋船頭六兵衛より購入して6人に分配している。文政5年(1822)以降のにしん(かど)の場合も同様の方法をとっている。

つぎにこれら商品の諸経費をみよう。文政4年(1821)米の場合<sup>52)</sup>、

湊下米勘定

四月廿一日

一五百五十文

一四十六文

一十文

本買入分

弍升五合減共ニ入ル

造掛リ

一十文 駄賃  
 一五文 蔵敷  
 一五文 小駄賃  
 一五十文 運賃  
 一十拾六文 蔵敷口銭式分三厘七毛分百十文  
 せん

メ七百十式文上り

前にも米の諸経費についてはふれたが、4月21日の時点で1表が550文、湊までの諸経費162文計712文となる。諸経費は全体の22.8%にあたる。その中、運賃は諸経費の30.9%・蔵敷口銭が16.1%である。また同年の塩は<sup>53</sup>、

六月廿二日

一六百三十五文 湊買入分  
 一四十五文 濱上造掛り  
 一百五文 田村迄役運賃  
 一十五文 田村駄賃蔵敷雇子共ニ  
 一三十文 田村方届ヶ

メ八百三十文上り申候

塩1表は合計830文となるが、その中195文が諸経費で23.5%にあたるので、米とほぼ同様の比率を占める。川役・運賃は12.7%で米より低い。つまり、湊上げの商品は湊で荷作り、川舟で上げ田村舟場に下し、田村より陸路で下吉田村西田家に届くようになっていた。また、文政9年(1826)8月11日に吉太郎分の米50表を積下げの際には

同五十文 川堀役 老文宛 <sup>54</sup>

として、1表につき1文ずつの川堀役を徴集していることがわかる。これは、天保3年(1832)「久左衛門米代指引」「吉太郎分」の場合も1表に1文ずつの川堀役が徴集されているから、特殊な課税ではないと思われる。ただし、場所の明記がないから不明である。

以上、湊への川下げ米・逆の川上げ商品を中心に分析したが、他の近在の地方市場との流通について若干ふれる。操綿については前にふれたが、文政4年(1821)西田家は角館下中町、橋本与七に対し、木綿(浅木・上白等)28反18貫765文を販売している。また、文政5年(1822)には、稲庭・勇吉より「五貫文 去年中口糸代・三貫弍百文 真綿老把・五百文 莩十斤 〆八貫七百文」<sup>57</sup>を購入している。また、文政9年(1826)

第20表 天保6年(1835)北嶋三左衛門より借入百姓達へ貸分

名	先借	借計	指 引
	(貫文)	(貫文)	(貫文)
和三郎	10.000	16.085	1.450 不足
又吉	11.000	23.880	2.280 〃
三之助	15.000	17.700	1.500 〃
松之助	3.000	3.000	0.270 過上
和右衛門	5.000	9.575	1.225 〃
内分	4.000	4.720	2.804 〃
忠助	1.000		濟

※天保3年「指引帳」

岩井川 重五郎方真綿買入分

八月九日

一真綿四百八十目  
 代六貫百八十文 弍貫七百文かへ  
 内五貫八百六拾三文 金三分弍朱 六七かへ  
 指引六百拾七文 正銭 <sup>58</sup>

として、雄勝郡岩井川村より購入している。これらは湊方面に転売した記録もないから、自家消費と農民用と考えられる。

## Ⅵ. 角間川地主との関係

天保5年(1834)に、

角間川北嶋三左衛門様指引

当正月方かり掛

一拾貫文 和三郎分  
 〆老貫六百五十文 十一月迄老半  
 午二月七日

一五拾貫文 御田地証文かり入  
 〆七貫五百文 老半  
 三月十日

一五貫文 かり入  
 〆七百五十文 十一月迄老半也  
 三月十二日

一四拾貫文 かり入  
 〆六貫文 十一月迄老半  
 六月廿八日

一拾貫文 右同断



のチャンスを作ったかも知れない。しかし、天保4年(1833)がそれを打ち砕いてしまったとみるのが順当と思われる。

1戸の家が「在村地主」まで成長し、そして歴史のうねりの中に沈んで行く、この具体的な姿を本稿では1つ実証したわけであるが、もっと量を重ねることによって、また新しい質(概念)も発見できよう。

注

- 1) 秋田県農林統計協会「昭和30年以降水稲累年統計書」
- 2) 昭和57年1月9日付「朝日新聞秋田版」
- 3) 田口勝一郎「シンポジウム秋田の南北(近代)」  
出羽路82号
- 4) 「同上」
- 5) 「秋田県史明治編」P485
- 6) 「同上」P486
- 7) 半田市太郎「在方南人本郷家の初期経営」経済研究所所報 第4・5輯
- 8) 「秋田県史近世編上・下」
- 9) 秋田県「土地分類基本調査(横手・浅舞)」
- 10) 県庁蔵「享保14年 黒印高帳」
- 11) 筆者「秋田藩における村の規模」秋大史学23号
- 12) 「平鹿町史」P297
- 13) 「広辞苑」
- 14) 県庁蔵「六郷惣高村附帳」
- 15) 平鹿町下吉田西田万治蔵「天保11年子3月 亥年御物成五斗米勘定帳」
- 16) 「六郷郡邑記」新秋田叢書第4巻
- 17) 西田万治蔵「役高帳」
- 18) (16)に同じ
- 19) 西田万治蔵「平鹿郡下吉田村御蔵分御給分荒関道下御宥捨高書上帳」(下書)
- 20) 同上蔵
- 21) 下福田村は享保15年に22戸(前出「六郷郡邑記」)、寛政3年37戸(前出「役高帳」となっている。
- 22) 下福田村は免4つ6歩であるから一般的には高率免とはいえない。しかし、土地の実態からみて税率が高いという意味にもとれる。
- 23) 「平鹿町史」P395・396
- 24) 「秋田県史近世編下」P67~73

- 25) 「平鹿町史」P398
- 26) 西田万治蔵「西田家略系図」
- 27) 同上蔵
- 28) 同上蔵文化15年「当高寄覚帳」
- 29) 同上蔵「筆取給米小走給米詰夫米割付帳」
- 30) (28)に同じ
- 31) 同上蔵「御酒役銀上納帳」
- 32) (31)に同じ
- 33) 同上蔵文政8年「酒御役銀上納帳」
- 34) 同上蔵
- 35) (28)に同じ
- 36) 同上蔵 天保3年「当座帳」
- 37) 同上蔵
- 38) 同上蔵
- 39) 半田市太郎「藩政時代の土地制度」秋田県農地改革史P32~33
- 40) 西田万治蔵「粃米勘定帳」
- 41) 同上蔵
- 42) 「秋田県酒造史」(資料編)P147
- 43) 西田万治蔵
- 44) 同上蔵
- 45) 同上蔵
- 46) 同上蔵
- 47) 同上蔵「書出寄覚帳の中算用貸座」
- 48) 同上蔵
- 49) 同上蔵
- 50) 同上蔵
- 51) 同上蔵
- 52) 同上蔵「指引帳」
- 53) 同上蔵「同」
- 54) 同上蔵 文政9年「指引帳」
- 55) 同上蔵 天保3年「同上」
- 56) 同上蔵 文政4年「同上」
- 57) 同上
- 58) (54)に同じ
- 59) (55)に同じ
- 60) 同上蔵
- 61) (55)に同じ
- 62) 同上蔵
- 63) 「秋田県史近世編下、在郷商人の発展」
- 64) 「同上、地主制の展開」